

公益財団法人東華教育文化交流財団は、2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度（第十五期事業年度）に以下の事業を行った。

（一）中国人留学生及び訪中留学生に対する奨学援助事業

（1）2024年度の奨学金支給実績は、次のとおりである。

① 中国人奨学生：	18名	1840万円
② 訪中奨学生：	15名	324万円
③ 華文教育奨学生：	2名	72万円
合 計：	35名	2236万円

当財団の設立から現在までの奨学金支給の累計は、次のとおりである。

① 中国人奨学生：	1035名	8億3006万円
② 訪中奨学生：	798名	1億3681万円
③ 華文教育奨学生：	40名	882万円

（2）奨学生懇親会の開催

東京近郊の大学・大学院に在学する中国人奨学生を3回、地方在住の中国人奨学生を1回招集し、奨学生懇親会を開催した。日本での留学中の日常生活、勉学を通じて得た成果や日本人学生との友好交流等について意見や情報を交換し、お互いの友情と親睦を増す機会として奨学生から好評を得た。

（二）日中両国間の教育・学術・文化交流事業に対する助成金支給事業

日中間の教育・学術・文化交流に関わる事業に助成金を支給し、その事業の発展と成功に寄与した。

2024年度助成金支給実績：	14件	800万円
設立から現在までの助成金累計：	329件	3億0990万円余

（三）奨学生の募集と採用

（1）訪中奨学生の募集と採用

2024年6月1日から15日までの募集期間に、6名の応募があった。選考審査委員会の選考審査を経た後、理事会で前年度からの継続奨学生を含む訪中奨学生9名（新規5名、継続4名）の採用を決定した。

（2）華文教育奨学生の募集と採用

2024年6月16日から30日までの募集期間に、新規の応募がなかった。前年度からの継続奨学生について華文教育基金管理運営委員会の選考審

査を経た後、理事会で華文教育奨学生 2 名の継続採用を決定した。

(3) 中国人奨学生の募集と採用

2024 年 1 月 1 日から 20 日までの募集期間に、276 名の応募があった。選考審査委員会の選考審査を経た後、理事会で前年度からの継続奨学生を含む中国人奨学生 13 名（新規 10 名、継続 3 名）の採用及び補欠採用者 9 名を決定した。

(四) 助成対象事業の募集と採用

2025 年 1 月 5 日から 20 日までの募集期間に、日中間の教育・学術・文化交流に関わる助成対象事業を募集したところ、19 件の応募があった。

選考審査委員会の選考審査を経た後、理事会で 14 件の事業の採用を決定した。

(五) 諸会議の開催

(1) 2024 年 5 月 27 日 第 50 回理事会

- ① 2023 年度事業報告及び計算書類等承認の件
- ② 第 15 回定時評議員会招集の件

(2) 2024 年 6 月 15 日 第 15 回定時評議員会

- ① 2023 年度計算書類等承認の件
- ② 理事 9 名選任の件
- ③ 監事 2 名選任の件
- ④ 2023 年度事業報告の件
- ⑤ 2024 年度事業計画書及び収支予算書等の件

(3) 2024 年 6 月 15 日 第 51 回理事会（決議の省略の方法による。）

- ① 理事長選定の件
- ② 常務理事選定等の件
- ③ 選考審査委員 7 名選任の件
- ④ 華文教育基金管理運営委員 5 名選任の件

(4) 2024 年 7 月 10 日 第 28 回選考審査委員会

- ① 訪中奨学生の選考審査の件

(5) 2024年7月11日 第12回華文教育基金管理運営委員会

- ① 主任選定の件
- ② 華文教育奨学生選考審査の件
- ③ 2023年度事業報告及び決算報告について

(6) 2024年7月22日 第52回理事会（決議の省略の方法による。）

- ① 訪中奨学生採用決定の件
- ② 華文教育奨学生採用決定の件

(7) 2025年2月22日 第29回選考審査委員会

- ① 選考審査に関するガイドライン承認の件
- ② 2025年度助成対象事業選考審査の件
- ③ 2025年度中国人奨学生選考審査の件

(8) 2025年3月4日 第53回理事会

- ① 2025年度事業計画及び収支予算承認の件
- ② 2025年度資産運用計画承認の件
- ③ 2025年度中国人奨学生決定の件
- ④ 2025年度助成対象事業決定の件
- ⑤ 臨時評議員会招集の件

(9) 2025年3月18日 臨時評議員会（決議の省略の方法による。）

- ① 定款一部変更の件

(六) 基本財産及び特定資産の運用

資産運用規程及び資産運用計画に基づき、債券、投資信託及び預金により基本財産及び特定資産等の運用を行った。

(七) 寄付金の受領

個人から1件（計3万円）、法人から2件（計240万円）の寄付を受けた。

以上

事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上